

令和4年9月

人事行政の運営等の状況

和 歌 山 県

目 次

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)退職者数	
(3)再任用職員の採用・離職状況	
(4)再任用職員の職員数	
(5)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(6)年齢別職員構成の状況	
(7)職員数の推移	
2 職員の人事評価の状況	5
3 職員の給与の状況	9
(1)総括	
(2)給与制度の総合的見直しの実施状況	
(3)一般行政職給料表の状況	
(4)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(5)級別職員数等の状況	
(6)職員の手当の状況	
(7)特別職の報酬等の状況	
(8)公営企業職員の状況	
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	39
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
(6)介護時間の取得者数	
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	41
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
6 職員のサービスの状況	43
(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	
(2)育児短時間勤務の勤務形態	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
(6)配偶者同行休業の実施状況	

7 職員の退職管理の状況	-----	45
8 職員の研修の状況	-----	46
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	-----	48
(1)公務災害・通勤災害の認定件数		
(2)健康診断実施状況		
(3)(一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況		
10 その他知事が必要と認める事項	-----	49
定年退職者・勲奨退職者の再就職者数		

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	-----	50
(1) 採用試験の状況(令和3年度)		
ア 競争試験		
イ 選考		
(2) 昇任の状況(令和3年度)		
ア 競争試験		
イ 選考		
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	-----	54
(1) 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要		
ア 民間給与と職員給与との比較に基づく給与改定等		
イ 公務運営の改善		
(2) 報告資料		
ア 職員の給与		
イ 民間の給与		
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	-----	66
4 不利益処分に関する審査請求の状況	-----	66

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (令和4年4月1日付) (単位:人)

試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性
一般行政職	82	68	28
一般行政職(永河期)	5	4	3
一般行政職(UIターン)	3	2	1
再採用(一般行政)	3	3	3
情報職A	2	2	0
総合土木職	14	10	1
総合土木職(UIターン)	0	0	0
建築職	4	3	0
電気職	3	3	0
化学職	1	1	1
農学職	8	7	1
林学職	5	5	1
水産職	2	2	0
警察事務	6	6	3
情報職B	1	1	0
法医鑑識職	1	1	1
小計	140	118	43
一般事務	5	5	3
土木	3	2	0
学校事務	24	20	8
警察事務	5	5	4
小計	37	32	15
小学校教員	180	163	91
中学校教員	91	91	34
高等学校教員	39	37	15
特別支援学校教員	40	39	14
養護教員	27	24	24
実習助手	1	1	1
小計	378	355	179
警察官A 男性一般	34	19	0
警察官A 女性一般	8	7	7
警察官B 男性	20	17	0
警察官B 女性	5	5	5
小計	67	48	12
医師	7	7	1
社会福祉士	9	7	3
心理職員	10	8	4
精神保健福祉相談員	1	1	1
獣医師	3	2	1
薬剤師	2	2	2
保健師	7	7	7
臨床検査技師	2	2	2
船舶職員	0	0	0
工業技術センター研究員	1	1	0
職業訓練指導員	2	2	0
専任教員	1	0	0
道路管理技術員	5	4	0
農林技術専門員	2	2	0
看護師	5	5	0
文化財専門員	1	1	1
学芸員	1	1	1
学校栄養職員	3	3	2
小計	62	55	25

合計	684	608	274
----	-----	-----	-----

(令和3年度:令和3年4月1日～令和4年3月31日)(単位:人)

試験(検査)区分	採用者数	内女性
一般行政職	100	43
一般行政職(永河期)	5	4
一般行政職(UIターン)	2	1
情報職A	2	1
総合土木職	14	2
総合土木職(UIターン)	0	0
建築職	1	0
電気職	1	0
機械職	1	0
化学職A	2	0
農学職	8	2
林学職	6	0
水産職	2	0
警察事務	3	3
情報職B	1	0
化学職B	1	1
法医鑑識職	1	1
小計	150	58
一般事務	5	0
土木	2	0
学校事務	22	8
警察事務	5	3
小計	34	11
小学校教員	174	96
中学校教員	104	43
高等学校教員	30	11
特別支援学校教員	36	22
養護教員	16	15
実習助手	5	2
小計	365	189
警察官A 男性一般	18	0
警察官A 女性一般	4	4
警察官A 男性武道	1	0
警察官B 男性	21	0
警察官B 女性	6	6
小計	50	10
医師	7	3
社会福祉士	7	2
心理職員	7	3
精神保健福祉相談員	1	1
獣医師	3	0
薬剤師	0	0
保健師	2	2
診療放射線技師	1	0
船舶職員	2	0
工業技術センター研究員	1	1
職業訓練指導員	3	0
専任教員	5	4
看護師	4	2
歯科医師	1	0
司書	1	1
学校栄養職員	1	1
航空整備士	1	0
小計	47	20

合計	646	288
----	-----	-----

(2)退職者数 (令和3年度) (単位:人)

区分	合計	定年退職		勸奨退職	普通退職		その他			
		勤務延長後の退職	(定年前希望退職を含む)	在職期間の通算を伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職		
一般行政職	184	124	0	14	41	9	0	3	0	2
研究職	8	5	0	0	3	0	0	0	0	0
医療職	24	10	0	1	11	0	0	1	0	1
技能労務職	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	361	221	0	49	89	33	1	1	0	0
警察職	76	23	0	3	49	27	0	0	0	1
合計	658	388	0	67	193	69	1	5	0	4

(注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勸奨退職のいずれの事由にも該当しない離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)
 2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(3)再任用職員の採用・離職状況 (令和3年度)

(単位:人)

区分	合計		再任用職員数												合計		再任用職員の離職者数					
			常時勤務職員		短時間勤務職員										常時勤務職員		短時間勤務職員					
			任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	27時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新	任期更新	任期更新			任期更新							
一般行政職	291	200	155	94	136	106	0	0	0	0	136	106	0	0	0	0	55	33	10	2	45	31
研究職	13	11	7	5	6	6	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	4	4	1	1	3	3
医療職	24	16	11	7	13	9	0	0	0	0	13	9	0	0	0	0	3	2	1	0	2	2
技能労務職	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
教育職	317	224	310	218	7	6	0	0	7	6	0	0	0	0	0	0	86	32	82	30	4	2
警察職	26	20	15	13	11	7	0	0	0	0	11	7	0	0	0	0	12	9	6	4	6	5
合計	674	471	500	337	174	134	0	0	7	6	167	128	0	0	0	0	161	80	100	37	61	43

(4)再任用職員の職員数

(令和4年4月1日現在)

(単位:人)

区分	合計		再任用職員数																			
			常時勤務職員		短時間勤務職員																	
			任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	27時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新									
一般行政職	319	234	177	117	142	117	0	0	0	0	142	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研究職	12	10	6	4	6	6	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療職	25	20	6	5	19	15	0	0	0	0	19	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職	6	2	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	312	231	308	228	4	3	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察職	14	14	9	9	5	5	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	688	511	512	365	176	146	0	0	4	3	172	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和4年4月1日現在)

(単位:人)

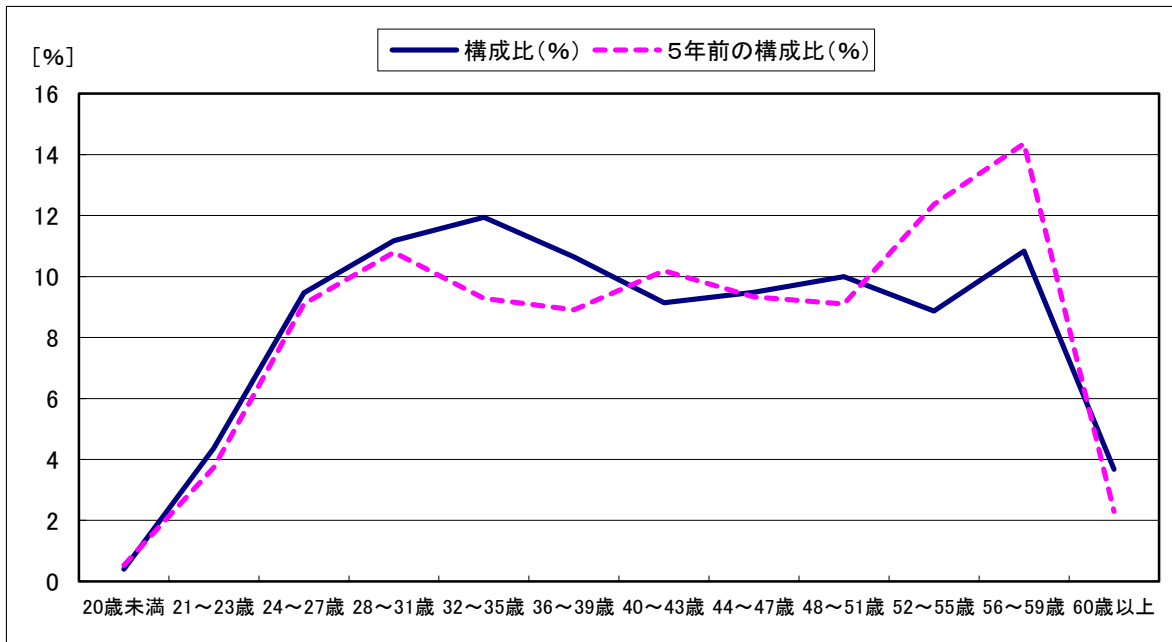
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	議会	33	33	0	・総務課DX推進室新設 ・児童相談所の体制強化 ・紀の国わかやま文化祭2021開催業務終了
	総務企画	736	732	▲4	
	税務	159	155	▲4	
	民生	349	357	8	
	衛生	459	459	0	
	労働	60	59	▲1	
	農林水産	745	726	▲19	
	商工	226	232	6	
	土木	762	761	▲1	
	小計	3,529	3,514	▲15	
教育部門	8,671	8,685	14	・教職員定数の増	
警察部門	2,523	2,522	▲1		
小計	14,723	14,721	▲2	(参考:人口10万人当たり職員数 1,574.3 人)	
公営企業等	病院	158	157	▲1	
	その他	60	61	1	
	小計	218	218	0	
合計	14,941	14,939	▲2	(参考:人口10万人当たり職員数 1,597.6 人)	
		[15,843]	[15,816]	[▲27]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(6) 年齢別職員構成の状況

(令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	60人	654人	1,414人	1,670人	1,784人	1,589人	1,366人	1,417人	1,494人	1,324人	1,618人	549人	14,939人

(7) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	3,548	3,526	3,521	3,528	3,529	3,514	▲ 34 (▲1.0%)
教育	8,775	8,644	8,662	8,684	8,671	8,685	▲ 90 (▲1.0%)
警察	2,544	2,530	2,527	2,532	2,523	2,522	▲ 22 (▲0.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計計	14,867	14,700	14,710	14,744	14,723	14,721	▲ 146 (▲1.0%)
公営企業等会計計	205	217	219	212	218	218	13 (6.3%)
総合計	15,072	14,917	14,929	14,956	14,941	14,939	▲ 133 (▲0.9%)

2 職員の人事評価の状況

(令和3年度)

区分	勤務成績の評定の概要															
被評価者及び評価者	被評価者	第1次評価者	第2次評価者													
	部長級職員	本庁の部長等	—													
	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—													
	“(振興局)	振興局長	—													
	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等													
	“(振興局)	振興局長	—													
	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等													
	“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長													
知事部局	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長													
	“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	—													
	“(振興局)	副部長等	—													
	評価の構成	1 職務行動評価 被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価。(「能力」を評価) 2 役割達成度評価 被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価。(「実績」を評価)														
	評価要素	1 職務行動評価	<table border="1"> <tr> <td>部次長級</td> <td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> </table>		部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率	課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方	一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方
		部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率													
	課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用														
	課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用														
係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方															
一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方															
現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方															
2 役割達成度評価	<table border="1"> <tr> <td>部次長級</td> <td rowspan="6">勤務実績(目標に対する達成度)</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> </tr> </table>		部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	現業職員							
部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)															
課長級																
課長補佐級																
係長級																
一般職員																
現業職員																
評価方法	1 職務行動評価	5段階による絶対評価														
	2 役割達成度評価	5段階による絶対評価														
自己評価の有無	1 職務行動評価	有り														
	2 役割達成度評価	—														
評価基準日	1 職務行動評価	11月1日														
	2 役割達成度評価	2月1日														
評価対象期間	1 職務行動評価	4月1日から翌年3月31日まで														
	2 役割達成度評価	—														
評価結果の活用方法	1 職務行動評価	人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料														
	2 役割達成度評価	人材育成及び給与の決定のための資料														

区分	勤務成績の評定の概要		
教育委員会 (事務局)	被評価者及び評価者	(1)教育庁	
		被評価者	第1次評価者
		教育企画監、局長、参事	教育長
		課長、室長	局長
		副課長、主幹、教育企画員	課長
上記以外の職員	副課長、室長	第2次評価者	
-	教育長	-	
局長	教育長	局長	
局長	局長	局長	
副課長、室長	副課長、室長	課長	
課長	課長	課長	
課長	課長	課長	
課長	課長	課長	
課長	課長	課長	
課長	課長	課長	
課長	課長	課長	
課長	課長	課長	
課長	課長	課長	
課長	課長	課長	
課長	課長	課長	
評価の構成		① 職務行動評価	
		職員が職務遂行の中でとった行動を別に定める標準職務遂行能力の評価項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価する。(「能力」を評価)	
評価要素		① 職務行動評価	
		企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観	
評価方法		① 職務行動評価	
		5段階による絶対評価	
自己評価の有無		① 職務行動評価	
		有り	
評価基準日		① 職務行動評価	
		11月1日	
評価期間		① 職務行動評価	
		4月1日から翌年3月31日まで	
評価結果の活用方法		① 職務行動評価	
		人材育成、任用、分限及び給与の決定のための資料	
		② 役割達成度評価	
		人材育成及び給与の決定のための資料	

区分	勤務成績の評定の概要														
県立学校	被評価者及び評価者	<table border="1"> <tr> <td>被評価者</td> <td>第1次評価者</td> <td>第2次評価者</td> </tr> <tr> <td>校長</td> <td>教職員課長</td> <td>教育総務局長</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>校長</td> <td>教職員課長</td> </tr> <tr> <td>教諭等</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> </tr> </table>		被評価者	第1次評価者	第2次評価者	校長	教職員課長	教育総務局長	教頭	校長	教職員課長	教諭等	教頭	校長
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者												
	校長	教職員課長	教育総務局長												
	教頭	校長	教職員課長												
	教諭等	教頭	校長												
	評価の構成	目標申告(自己申告)と業績評価から構成													
	評価要素	<table border="1"> <tr> <td>校長・教頭</td> <td>学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成</td> </tr> <tr> <td>教諭等</td> <td>学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等</td> </tr> </table>		校長・教頭	学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成	教諭等	学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等								
	校長・教頭	学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成													
教諭等	学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等														
評価方法	目標申告:3段階による絶対評価 業績評価:5段階による絶対評価														
自己評価の有無	有り														
評価基準日	目標申告:12月末日 業績評価:1月末日														
評価期間	4月1日から翌年3月31日まで														
評定結果の活用方法	目標申告:人材育成及び給与の決定のための参考資料 業績評価:人材育成、任用、分限及び給与の決定のための参考資料														

区分	勤務成績の評定の概要																				
警察本部	被評価者及び評価者	<table border="1" data-bbox="576 277 1272 562"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 277 863 322">被評価者</th> <th data-bbox="863 277 1067 322">第1次評価者</th> <th data-bbox="1067 277 1272 322">第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 322 863 367">所属長</td> <td data-bbox="863 322 1067 367">所管部長</td> <td data-bbox="1067 322 1272 367">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 367 863 412">次席・管理官・副署長等</td> <td data-bbox="863 367 1067 412">所属長</td> <td data-bbox="1067 367 1272 412">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 412 863 456">調査官・課長補佐・署課長等</td> <td data-bbox="863 412 1067 456">管理官等</td> <td data-bbox="1067 412 1272 456">次席・副署長等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 456 863 501">係長・主任・係員</td> <td data-bbox="863 456 1067 501">担当補佐・署課長等</td> <td data-bbox="1067 456 1272 501">管理官等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 501 863 562">初任科生</td> <td data-bbox="863 501 1067 562">担当教官</td> <td data-bbox="1067 501 1272 562">校長補佐</td> </tr> </tbody> </table>		被評価者	第1次評価者	第2次評価者	所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																		
	所属長	所管部長	—																		
	次席・管理官・副署長等	所属長	—																		
	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																		
	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																		
	初任科生	担当教官	校長補佐																		
	評価の構成	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価</p> <p>② 業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価</p> <p>【初任科生】</p> <p>○ 特別評価(能力評価のみ) 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価</p>																			
評価要素	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 能力評価 責任感、公正性、積極性、粘り強さ等</p> <p>② 業績評価 職員が果たすべき役割について、業務に関する目標をあらかじめ定めた上での当該役割を果たした程度</p> <p>【初任科生】</p> <p>○ 特別評価(能力評価のみ) 責任感、公正性、積極性、粘り強さ等</p>																				
評価方法	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 能力評価及び業績評価ともに5段階による絶対評価</p> <p>【初任科生】 2段階による絶対評価</p>																				
自己評価の有無	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 有り</p> <p>【初任科生】 無し</p>																				
評価基準日	<p>能力評価 12月1日 業績評価 6月1日、12月1日</p>																				
評価期間	<p>能力評価 12月1日から11月30日まで 業績評価 12月1日から翌年5月31日まで、6月1日から11月30日まで 特別評価(初任科生) 初任教養期間中</p>																				
評価結果の活用方法	昇任、給与、分限等																				

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	935,084	643,554,071	11,390,242	135,443,827	21.0	22.1

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

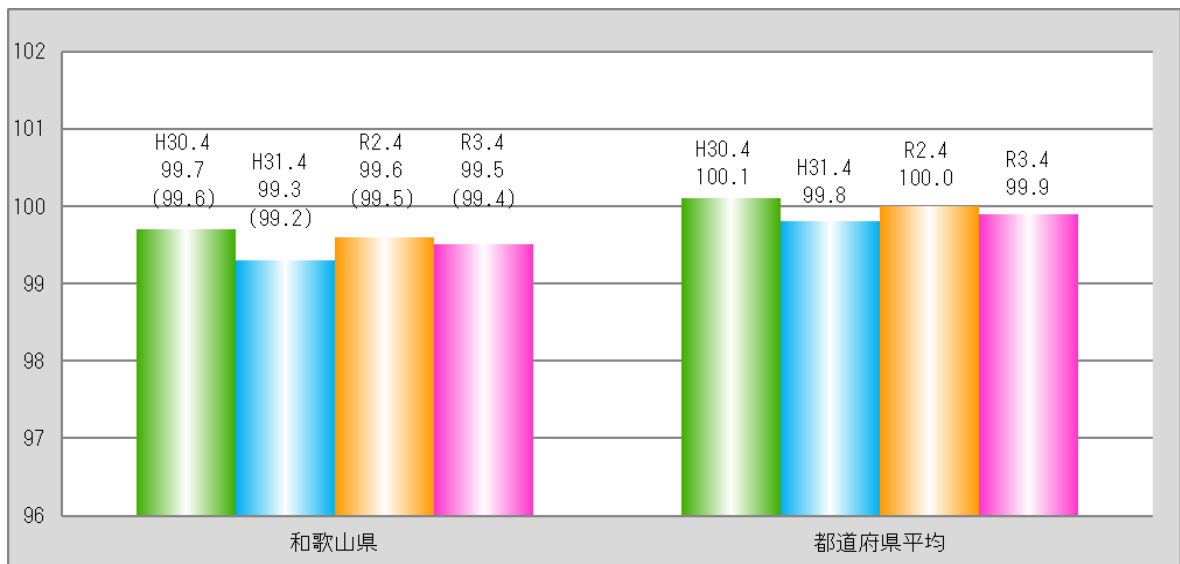
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	14,723	61,970,428	12,973,591	24,150,037	99,094,056	6,731

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
3年度	円 369,967	円 369,944	円 23	% 0.00	% 0.00	% 0.0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給(期末勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
3年度	月 4.31	月 4.45	月 △ 0.14	月 △ 0.15	月 4.30	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 給与制度の総合的見直しの実施状況

ア 給料表の見直し

平成27年4月1日から、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。他の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえ見直しを実施。

経過措置として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置(現給保障)を実施。

イ 地域手当の見直し

(支給割合) 和歌山市及び橋本市については国基準6%に対し、5%を支給。
その他の市町村については、国基準0%に対し、1.5%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日から段階的に支給割合を引き上げることとし、平成28年4月1日より現行の支給割合を支給。

	平成26年度 支給割合	平成27年度の 支給割合		平成 28 年度 支給 割合	平成 29 年度 支給 割合	平成 30 年度 支給 割合	令和 元 年度 支給 割合	令和 2 年度 支給 割合	令和 3 年度 支給 割合
		4月1日 時点	遡及改 定後						
和歌山市	国	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%
橋本市	和歌山県	3%	4%	4%	5%	5%	5%	5%	5%
その他の	国	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
県内市町村	和歌山県	0%	0%	0.4%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%

ウ その他の見直し内容

平成27年4月1日から、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(3) 一般行政職給料表の状況(令和4年4月1日現在)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
最高号給の 給料月額	247,600	304,200	350,000	384,200	393,000	408,200	444,900	468,600	527,500

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.0 歳	321,823 円	414,391 円
技能労務職	58.5 歳	311,284 円	334,390 円
うち用務員	58.5 歳	311,284 円	334,390 円
うち運転業務員	- 歳	- 円	- 円
うち守衛	- 歳	- 円	- 円
高等（特別支援・専修・各種）学校教育職	44.3 歳	374,326 円	428,710 円
小・中学校（幼稚園）教育職	39.9 歳	342,907 円	389,282 円
警察職	38.3 歳	321,756 円	439,444 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		和歌山県	国	
一般行政職	大学卒	188,700 円	総合	186,700 円
			一般	182,200 円
	高校卒	154,900 円	150,600 円	
技能労務職	高校卒	152,700 円	-	
高等学校教育職	大学卒	210,800 円	-	
小・中学校教育職	大学卒	210,800 円	-	
警察職	大学卒	208,600 円	211,400 円	
	高校卒	176,500 円	173,400 円	

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,989 円	365,615 円	385,034 円	398,071 円
	高校卒	232,209 円	326,938 円	351,844 円	375,953 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
高等学校教育職	大学卒	312,409 円	396,915 円	421,807 円	431,779 円
小・中学校教育職	大学卒	312,215 円	395,010 円	413,873 円	425,194 円
警察職	大学卒	276,238 円	381,043 円	408,350 円	412,140 円
	高校卒	254,135 円	347,173 円	392,242 円	417,256 円

(5) 級別職員数等の状況

ア 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

① 行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	575	12.6	主事	490			
				技師	81			
				職業指導員	2			
				主任	2			
				計	575			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	396	8.7	主事	295	1,924	42.1	係員級
				技師	87			
				職業指導員	3			
				機関士、航海士	2			
				体育指導員	1			
				司書	1			
				主任	7			
				計	396			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	1,153	25.3	副主査	850			係長級
				主任	103			
				係長	12			
				主査	183			
				船長	1			
				教務主任	1			
				人事主事、社会教育主事	2			
政策推進員	1							
				計	1,153			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	817	17.9	係長	67	1,017	22.3	係長級
				主査	724			
				船長、機関長	3			
				助教	2			
				教務主任	1			
				人事主事、指導主事、社会教育主事	19			
				政策推進員	1			
				計	817			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	1,062	23.3	課長補佐	111	1,062	23.3	課長補佐級
				班長	155			
				振興局課長	63			
				県税事務所課長	8			
				子ども・女性・障害者相談センター課長	7			
				港湾事務所課長	2			
				こころの医療センター課長、その他福祉施設課長	3			
				土砂災害啓発センター所長、その他所長	2			
				産業技術専門学院課長	3			
				東京事務所課長	1			
				環境衛生研究センター課長	1			
				精神保健福祉センター次長	1			
				就農支援センター次長	1			
				男女共同参画センター課長	1			
				公営競技事務所課長	1			
				工業技術センター課長	1			
				消費生活センター支所長	1			
				高等看護学院事務長代理	1			
				農林大学校部長、准教授	7			
				船長、機関長	2			
				専門技術員、調査員、検査員、専門員	26			
				政策審議員、改革推進員、監察査察員	4			
				会計専門員、会計駐在員	7			
				入札契約統括員	6			
				文化情報センター長	1			
				教育センター学びの丘課長、その他教育機関課長	13			
				人事主事、指導主事、社会教育主事	9			
				学校事務長	21			
				政策推進員	1			
				警察署課長	7			
				調査官	10			
				主任	585			
				計	1,062			

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	426	9.3	課長	60	469	10.3	課長級
				室長、分室長	23			
				振興局部長	22			
				消防学校長	1			
				旅券事務長	1			
				県立文書館次長	1			
				児童相談所長、仙溪学園長	2			
				公営競技事務所長	1			
				産業技術専門学院長	2			
				世界遺産センター事務長	1			
				農林大学校長	1			
				就農支援センター所長	1			
				土木機関事務所長	7			
				副課長、副室長	104			
				振興局副部長	34			
				企画員	41			
				主幹	53			
				消防学校副校長	1			
				児童相談所次長、その他福祉機関次長	3			
				産業技術専門学院副学院長	1			
				公営競技事務所次長	1			
				農林大学校副校長、教授、部長	3			
				土木機関事務所次長	6			
				総括審議員、総括検査員、総括調査員	11			
				総括専門員	8			
				ジオパークセンター事務長	1			
				教育事務所長	1			
				学校事務長	22			
				紀南図書館長	1			
				教育センター学びの丘所長	1			
				教育事務所副所長	2			
				教育センター学びの丘副所長	1			
				県立自然博物館副館長	1			
				監察官	1			
				次席	1			
				管理官、会計官	5			
				計	426			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	70	1.5	課長	26	72	1.6	次長級
				企画員	2			
				振興局部長	5			
				室長	2			
				なぎ看護学校長	1			
				監察官	5			
				理事官	2			
				参事	14			
				県税事務所長	4			
				こころの医療センター事務局長	1			
				子ども・女性・障害者相談センター所長	1			
				世界遺産センター所長	1			
				労働委員会事務局次長	1			
				教育事務所長	1			
				県立図書館副館長	1			
				県立近代美術館副館長	1			
				県立博物館副館長	1			
				紀伊風土記の丘副館長	1			
				計	70			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	45	1.0	知事室長	1	45		
				局長	24			
				参事	13			
				振興局部長	4			
				県議会事務局次長	1			
				教育企画監	1			
				参事官	1			
				計	45			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	21	0.5	理事	1	21	0.5	部長級
				部長	7			
				事務局長	4			
				危機管理監	1			
				会計管理者	1			
				振興局部長	3			
				参事	3			
				技監	1			
				計	21			
合 計		4,565						

② 研究職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	上級の研究員又は学芸員の指揮監督の下に補助的な試験研究を行う研究員又は学芸員補の職務	2	0.9	研究員	1	78	33.2	係員級
				学芸員	1			
				計	2			
2級	1 主査研究員又は主査学芸員の職務 2 副主査研究員又は学芸員の職務 3 高度な知識経験に基づき試験研究を行う研究員の職務	95	40.4	研究員	29	66	28.1	係長級
				学芸員	10			
				副主査研究員	37			
				主査研究員	14			
				主査学芸員	1			
				専門研究員	4			
				計	95			
3級	1 試験研究機関の部長の職務 2 主任研究員又は主任学芸員の職務 3 困難な業務を行う主査研究員又は主査学芸員の職務	110	46.8	主査研究員	38	63	26.8	課長補佐級
				主査学芸員	5			
				専門員	2			
				専門研究員	2			
				農業試験場部長、その他試験場部長	12			
				工業技術センター課長	1			
				暖地園芸センター副所長、その他研究所副所長	4			
				畜産試験場副場長	1			
				主任研究員	35			
				近代美術館課長、その他博物館等課長	4			
				主任学芸員	5			
				調査官	1			
				計	110			
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 総括研究員の職務 3 困難な業務を行う試験研究機関の部長の職務	26	11.1	暖地園芸センター所長、研究所所長	4	26	11.1	課長級
				農業試験場長、その他試験場長	5			
				環境衛生研究センター、工業技術センター企画員	2			
				総括研究員	2			
				農業試験場副場長、その他試験場副場長	2			
				環境衛生研究センター、工業技術センター部長	7			
				監察官、管理官	2			
5級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務	2	0.9	環境衛生研究センター所長	1	1	0.4	次長級
				工業技術センター所長	1	1	0.4	部長級
								計
合 計		235						

③ 医療職給料表 (1)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務	28	66.7	医師	28	28	66.7	係員級
				計	28			
2級	1 病院の医長又は保健所の課長の職務 2 主任の職務 3 困難な医療業務を行う医師の職務	2	4.8	医師	1	2	4.8	係長級
				医長	1			
				計	2			
3級	1 病院の副院長若しくは部長又は保健所の長の職務 2 総括専門員の職務 3 和歌山県精神保健福祉センターの長の職務	9	21.4	副院長	1	9	21.4	課長級
				部長	2			
				企画員	5			
				精神保健福祉センター所長	1			
				計	9			
4級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 病院の長の職務 3 参事の職務	3	7.1	院長	1	1	2.4	次長級
				技監	1	2	4.8	部長級
				参事	1			
								計
合 計		42						

④ 医療職給料表 (2)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 医療技師（診療放射線技師、栄養士、診療 エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査 技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業 療法士（以下「診療放射線技師等」とい う。）をいう。）の職務 2 医療技師（歯科衛生士、歯科技工士、あん 摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師 （以下「歯科衛生士等」という。）をい う。）の職務 3 福祉技師の職務	5	4.5	医療技師	2	54	49.1	係員級
				栄養士	3			
				計	5			
2級	1 技師の職務 2 医療技師（薬剤師又は獣医師をいう。）の 職務 3 困難な業務を行う医療技師（診療放射線技 師等をいう。）又は福祉技師の職務 4 高度の技術又は経験を必要とする医療技師 （歯科衛生士等をいう。）の職務	18	16.4	技師	6	21	19.1	係長級
				医療技師	12			
				計	18			
				副主査	1			
3級	副主査の職務	30	27.3	副主査	29	31	28.2	課長補佐級
				副主査栄養士	1			
				計	30			
4級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う副主査の職務	21	19.1	副主査	1	4	3.6	課長級
				主査	20			
				計	21			
5級	1 保健所又は和歌山県動物愛護センターの課 長の職務 2 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務 3 薬局長又は技師長の職務 4 主任の職務 5 困難な業務を行う主査の職務	32	29.1	主査	1	31	28.2	課長補佐級
				家畜保健衛生所次長	2			
				保健所、家畜保健衛生所課長	14			
				家畜保健衛生所支所長	1			
				薬局長	1			
主任	13							
				計	32			
6級	総括専門員の職務	1	0.9	総括専門員	1			
				計	1			
7級	1 家畜保健衛生所の長の職務 2 和歌山県動物愛護センターの長の職務	3	2.7	動物愛護センター所長	1	4	3.6	課長級
				家畜保健衛生所所長	2			
				計	3			
合 計		110						

⑤ 医療職給料表 (3)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0		0			
				計	0			
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 福祉技師の職務 4 専任教員の職務 5 副主査准看護師の職務	40	17.5	保健師	22	142	62.3	係員級
				看護師	13			
				専任教員	4			
				副主査准看護師	1			
				計	40			
3級	1 副主査、副主査助産師、副主査看護師又は 副主査専任教員（以下「副主査等」とい う。）の職務 2 困難な業務を行う副主査准看護師の職務	96	42.1	副主査	12	43	18.9	係長級
				副主査看護師	70			
				副主査専任教員	13			
				副主査准看護師	1			
				計	96			
4級	1 看護師長の職務 2 副看護師長の職務 3 主査、主査助産師、主査看護師又は主査専 任教員の職務 4 困難な業務を行う副主査等の職務	49	21.5	副主査看護師	6	35	15.4	課長補佐級
				主査	11			
				主査専任教員	4			
				主査看護師	12			
				副看護師長	16			
				計	49			
5級	1 病院の副部長の職務 2 困難な業務を行う看護師長の職務 3 保健所の課長の職務 4 主任、主任助産師、主任看護師又は主任専 任教員の職務	35	15.4	副部長	1	8	3.5	課長級
				看護師長	6			
				科長	2			
				課長	7			
				主任	13			
				教務主任	3			
主任専任教員	3							
				計	35			
6級	1 病院の部長の職務 2 困難な業務を行う病院の副部長の職務 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センタ ーの長の職務	8	3.5	難病・子ども保健相談支援センター所長	1	8	3.5	課長級
				主幹	1			
				次長	1			
				副学校長	1			
				看護部長	1			
				看護副部長	2			
教務主幹	1							
				計	8			
合 計		228						

⑥ 高等学校等教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は 実習助手の職務	368	13.1	講師	258	368	13.1	講師等
	2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講 師、実習助手又は寄宿舍指導員の職務			養護助教諭 11 寄宿舍指導員 36 実習助手 63	計 368			
2級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務	2,330	82.9	教諭	2,202	2,330	82.9	教諭等
	2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教 諭の職務			養護教諭 58 栄養教諭 6 寄宿舍指導員 23 実習助手 39 講師 2	計 2,330			
特2級	1 高等学校の主幹教諭の職務	0	0.0			0	0.0	主幹教諭
	2 特別支援学校の主幹教諭の職務				計 0			
3級	1 高等学校の副校長又は教頭の職務	70	2.5	副校長	1	70	2.5	副校長
	2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務			教頭 69	計 70			
4級	1 高等学校の校長の職務	43	1.5	校長	43	43	1.5	校長
	2 特別支援学校の校長の職務				計 43			
合 計		2,811						

⑦ 中学校教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	1	1.8	講師	1	1	1.8	講師
					計 1			
2級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務	49	89.1	教諭	44	49	89.1	教諭等
	2 困難な業務を行う中学校の助教諭、養護助 教諭又は講師の職務			養護教諭 5	計 49			
特2級	中学校の主幹教諭の職務	0	0.0			0	0.0	主幹教諭
					計 0			
3級	中学校の副校長又は教頭の職務	5	9.1	教頭	5	5	9.1	副校長
					計 5			
4級	中学校の校長の職務	0	0.0			0	0.0	校長
					計 0			
合 計		55						

⑧ 小学校、中学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（以下「助教諭等」という。）の職務	827	13.8	講師	779	827	13.8	講師等
				養護助教諭	48			
					計	827		
2級	1 小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 困難な業務を行う小学校又は中学校の助教諭等の職務	4,477	74.7	教諭	4,122	4,477	74.7	教諭等
				養護教諭	313			
					栄養教諭	40		
					講師	2		
					計	4,477		
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭の職務	17	0.3	主幹教諭	17	17	0.3	主幹教諭
				計	17			
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	338	5.6	副校長	1	338	5.6	副校長
				教頭	337			
					計	338		
4級	小学校又は中学校の校長の職務	333	5.6	校長	333	333	5.6	校長
				計	333			
合 計		5,992						

⑨ 高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の助教諭又は講師の職務	0	0.0			0	0.0	講師等
				計	0			
2級	1 高等学校の教諭の職務 2 困難な業務を行う高等学校の助教諭又は講師の職務	14	93.3	教諭	14	14	93.3	教諭等
				計	14			
特2級	高等学校の主幹教諭の職務	0	0.0			0	0.0	主幹教諭
				計	0			
3級	高等学校の副校長又は教頭の職務	1	6.7	教頭	1	1	6.7	副校長
				計	1			
4級	高等学校の校長の職務	0	0.0			0	0.0	校長
				計	0			
合 計		15						

⑩ 学校栄養職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士の職務	13	39.4	栄養士	13	25	75.8	係員級
				計	13			
2級	困難な業務を行う栄養士の職務	8	24.2	栄養士	8	25	75.8	係員級
				計	8			
3級	副主査栄養士の職務	4	12.1	副主査栄養士	4	8	24.2	係長級
				計	4			
4級	1 主査栄養士の職務 2 困難な業務を行う副主査栄養士の職務	2	6.1	主査栄養士	2	8	24.2	係長級
				計	2			
5級	困難な業務を行う主査栄養士の職務	6	18.2	主査栄養士	6	8	24.2	係長級
				計	6			
合 計		33						

⑪ 警察官給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	係員の職務	196	9.0	係員	196	1,397	63.9	巡査・ 巡査長・ 巡査部長			
				計	196						
2級	困難な業務を行う係員の職務	371	17.0	係員	369						
				主任	2						
計	371										
3級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う係員の職務	481	22.0	係員	274						
				主任	207						
計	481										
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務	651	29.8	主任	349				509	23.3	警部 補
				係長	302						
計	651										
5級	1 調査官の職務 2 課長補佐又は警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務	302	13.8	係長	207	194	8.9	警部			
				課長補佐	46						
				課長代理	16						
				警察署課長	33						
計	302										
6級	1 管理官の職務 2 次席、次長又は副隊長の職務 3 困難な業務を行う調査官の職務 4 困難な業務を行う課長補佐又は警察署の課長の職務	89	4.1	課長補佐	3						
				刑事官	3						
				警察署課長	6						
				次席・次長・副隊長	6						
調査官	71										
計	89										
7級	1 警察本部の課長、隊長又は監察官の職務 2 警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務 3 警察署の副署長の職務 4 困難な業務を行う管理官の職務 5 困難な業務を行う次席、次長又は副隊長の職務	56	2.6	次席・次長・副隊長	10	87	4.0	警視			
				課長	1						
				監察官	6						
				管理官	27						
				刑事官	2						
副署長	10										
計	56										
8級	1 理事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3 困難な業務を行う警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務	24	1.1	署長	4						
				理事官	20						
				計	24						
9級	1 警察本部の部長の職務 2 警察学校の長の職務 3 参事官又は首席監察官の職務 4 大規模な警察署の署長の職務	17	0.8	校長	1						
				参事官	9						
				署長	7						
				計	17						
合 計		2,187									

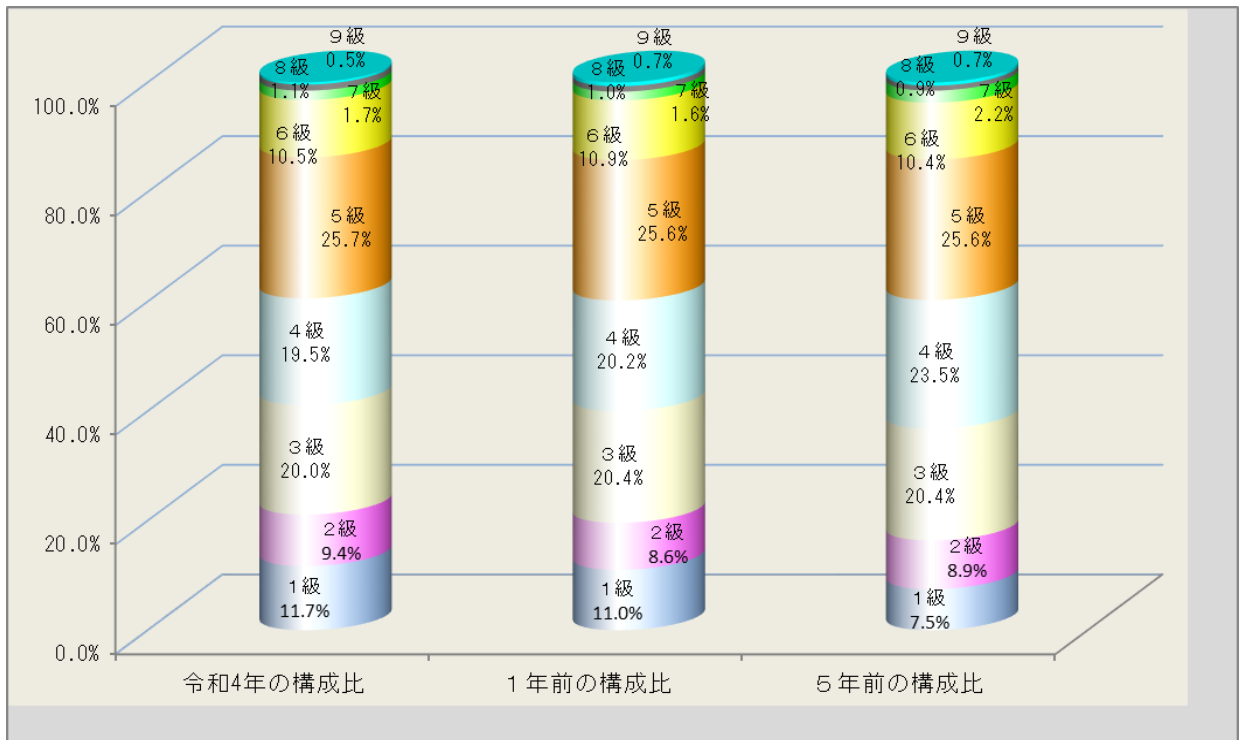
- (注) 1 職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

⑫ 現業職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	事務助手、用務員、校務員又は作業員（以下「事務助手等」という。）の職務	0	0.0			25	100.0	係員級
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務 2 技師補の職務	7	28.0	校務員	7			
				計	7			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	6	24.0	校務員	6			
				計	6			
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	12	48.0	用務員 校務員	1 11			
				計	12			
合 計		25						

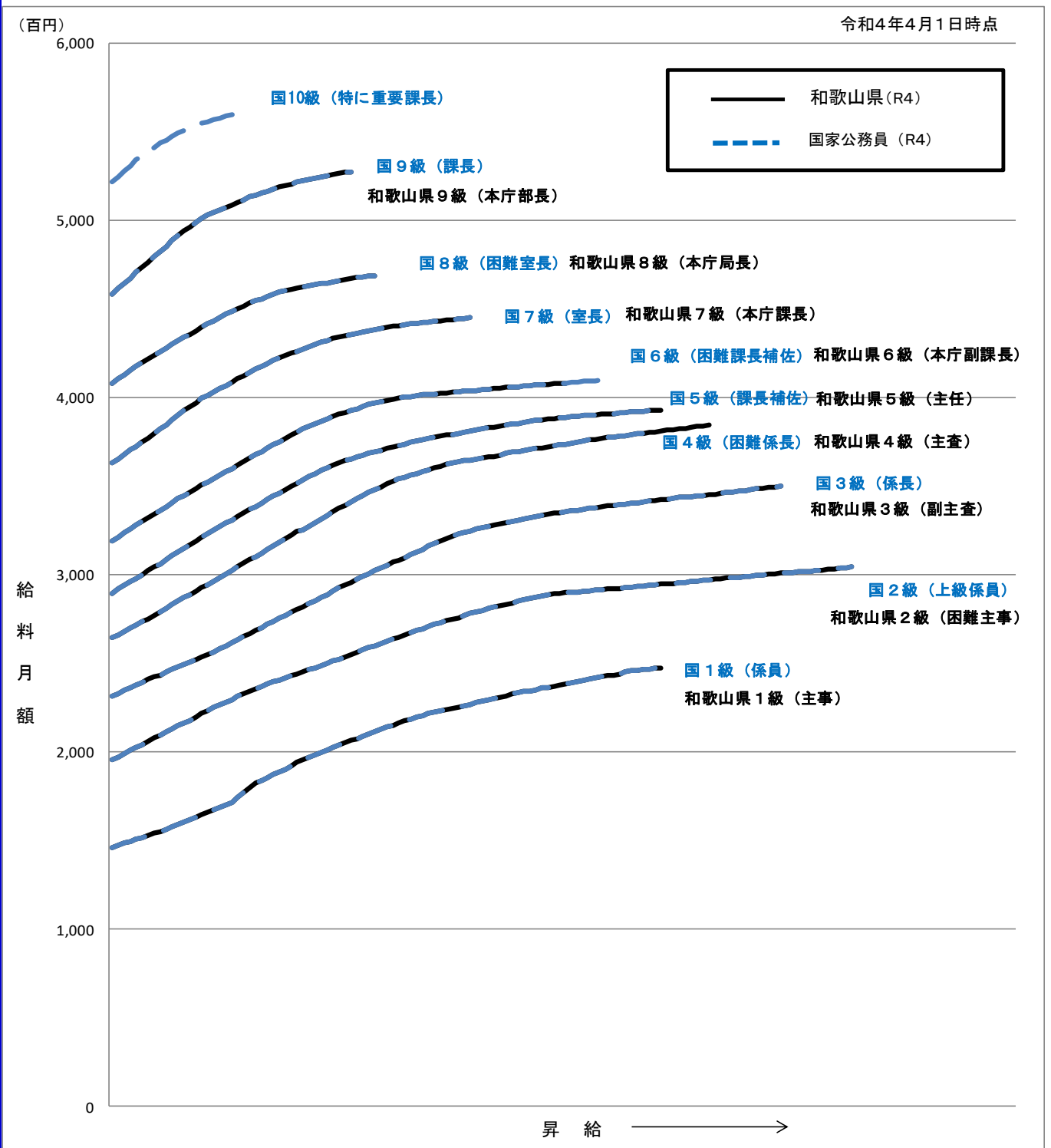
- (注) 1 現業職員の給与に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 再任用職員も本表に含む。

【参考】一般職員の級別職員構成比の状況



(注) 地方公務員給与実態調査における一般行政職に区分される職員（再任用職員は除く。）について記載している。

イ 国の給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日）



ウ 昇給への人事評価の活用状況等

1 人事評価の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施している。

2 昇給への人事評価の活用状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A~E)に格付しており、その評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0~7号給)を決定している。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	特定職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				

3 令和4年4月1日の昇給状況

ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	50.0%	50.0%	0.0%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	40.4%	59.6%	0.0%

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	15.2%	84.0%	0.8%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	36.5%	63.5%	0.0%

- ※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいう。
- ※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者は除いている。
- ※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合である。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県	国
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,576 千円	—
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 1.9 月分 （1.35）月分 （0.9）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 （1.45）月分 （0.9）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

- （注） 1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 和歌山県の特任幹部職員（部・次長級）の支給割合については、期末手当2.0月分、勤勉手当2.3月分である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

1 人事評価（業績評価）の実施状況

平成28年4月から、全職員を対象に評価期間（6月勤勉：12月1日～翌年5月31日、12月勤勉：6月1日～11月30日）の人事評価（業績評価）を実施している。

2 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成28年12月勤勉手当分から、全職員を対象に人事評価（業績評価）結果に基づき、所属長等からの内申により成績率（上位、標準、下位）を決定している。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

令和3年度中における運用	特定職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

3 令和3年12月支給の勤勉手当成績率

ア 特定幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	142/100 ～127/100	112/100	98/100
人員分布率	23.4%	76.6%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	122/100 ～107/100	92/100	78/100
人員分布率	37.0%	63.0%	0.0%

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

和歌山県				国			
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分		最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 45%)			
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円~65,000円)の60月分				退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円~65,000円)の60月分			
(退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 1,121 千円 21,307 千円				(退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円			

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			2,321,755 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			153,860 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20 %	47 人	20 %
神奈川県横浜市	16 %	1 人	16 %
神奈川県川崎市	16 %	2 人	16 %
滋賀県彦根市	6 %	1 人	6 %
京都府京都市	10 %	1 人	10 %
大阪府大阪市	16 %	15 人	16 %
大阪府吹田市	12 %	1 人	12 %
和歌山県和歌山市	5 %	6,536 人	6 %
和歌山県橋本市	5 %	800 人	6 %
上記以外の和歌山県内市町村	1.5 %	7,481 人	1.5 %
医師	16 %	30 人	16 %
平均支給率		3.3 %	3.1 %

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給される一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	659,401 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	84,387 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	48.0 %			
手当の種類（手当数）	45			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して、県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収等	811 千円	日額900円
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	99 千円	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	188 千円	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター、精神保健福祉センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、売春防止法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	14,639 千円	日額640円 (児童相談所に勤務する職員で、相談、指導等の業務に従事した場合には、日額1,000円)
防疫業務等手当	保健所等に勤務する職員	①感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業 ②家畜伝染病予防法に基づく患畜に接する業務 ③狂犬病予防法に基づく捕獲等	203 千円	①②日額330円 ③日額600円
	保健所等に勤務する職員	新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業 ①新型コロナウイルス感染症の患者に対する質問若しくは調査、患者の移送又は患者に対する医療 ②新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査 ③その他、人事委員会が定めるもの	12,472 千円	①③日額3,000円 (患者の身体に接触又は長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、日額4,000円) ②日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	127 千円	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、健康局薬務課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場合に限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	111 千円	日額600円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等	29,088 千円	深夜における勤務時間 深夜全部 7,300円 4時間以上 3,550円 (4,050円) 2~4時間未満 3,100円 (3,600円) 2時間未満 2,150円 (2,550円) ※()内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	環境生活部環境政策局循環型社会推進課、環境管理課、保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	12 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	99 千円	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	0 千円	日額800円
	東日本大震災に対処するための作業に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域 居住制限区域	13 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
	原子力災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 (心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内)
	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した職員	災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等(引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上)	0 千円	日額1,600円以内 (800円+人事委員会が定める額を加算した額)
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	495 千円	日額300円
	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	5,892 千円	日額500円
	水産試験場又は自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	3 千円	1時間400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局危機管理・消防課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	0 千円	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,094 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	5 千円	日額300円
用地交渉手当	用地交渉の事務に従事する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	4,412 千円	日額1,000円
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	520 千円	日額300円
麻薬取締手当	麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員を命じられた職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	42 千円	日額700円
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため、死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事した職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額 1,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 2,000円以内) (心身に著しく負担を与えると 人事委員会が認める作業) 日額 2,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 4,000円以内)
定時制課程事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	118 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	7,619 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当授業	293 千円	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校又は中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等の係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	51,102 千円	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	1,532 千円	時間 2,780円 (理療科教育兼務の場合 日額 900円)
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	200 千円	日額1,100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	318,029 千円	①(7)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額 8,000円 (4)児童生徒の負傷疾病に伴う緊急業務及び緊急指導 日額 7,500円 ②(7)修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額 5,100円 (4)部活動で休日等に行うもの 日額 2,700円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	46,917 千円	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	15,065 千円	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	18,603 千円	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	31,917 千円	日額340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	2,750 千円	日額280円(現場以外) 日額560円(現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	22,177 千円	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証 (損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証 (検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
	特定大規模災害に対処するため死体を取り扱う作業で人事委員会が定める業務に従事する警察職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額1,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額2,000円以内) 心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業 日額2,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額4,000円以内)
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	7,611 千円	日額320円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から午前5時まで)において行われる業務	57,147 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	26 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断が、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	4 千円	1回470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(午後9時から翌日の午前5時までの間)において行う業務	752 千円	1回1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	9 千円	1時間400円
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	1,517 千円	1時間1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額限度(捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算)
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	3,479 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	0 千円	日額840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
	東日本大震災に対処するための作業に従事した警察職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域 居住制限区域	1,248 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急手当	原子力災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した警察職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 (心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内)
	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した警察職員	災害発生箇所及び周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務(引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上)	0 千円	警戒区域等 日額 2,520円以内 (1,680円+人事委員会が定める額を加算) 上記以外の区域内 日額 1,680円以内 (840円+人事委員会が定める額を加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	184 千円	日額 640円 (天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の身辺警護その他人事委員会がこれに準ずると認める場合 日額1,150円)
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	0 千円	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕、(3)銃器所持犯人逮捕、(4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒、(6)銃器使用暴力団抗争の組事務所等での警戒、(7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円
犬等取扱手当	警務部門及び地域部門の業務に従事する警察職員	犬又は猫の受取若しくは引取り、一時保管又は保健所等への引渡し作業	24 千円	日額330円 ただし、捕獲の作業に従事した場合は、270円を加算
感染症患者等接触手当	感染症患者に対する犯罪の捜査等に従事する職員	感染症患者に対する犯罪の捜査等、感染症の病原体に汚染された死体の検視等及び感染症患者が訪れた警察施設の消毒等の業務	755 千円	日額 330円 (新型コロナウイルス感染症の場合は、特例として、日額3,000円(接触等の場合は4,000円))

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	3,003,156 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	453 千円
支給実績(令和2年度決算)	2,772,014 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	419 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき 10,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 ※1及び3は行政職給料表8級相当は3,500円、行政職給料表9級相当は支給しない	同じ		1,638,843 千円	256,029 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家） 最高27,000円	異なる	基礎控除額 16,000円 支給限度額 28,000円	964,871 千円	329,125 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過するごとに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 414,800円 獣医師 最高支給月額 33,100円	異なる	・医師、歯科医師の支給期間が21年以上について、国と異なる支給額を適用 ・獣医師への支給	112,537 千円	2,813,428 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	異なる	2(2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	1,724,464 千円	138,768 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 30,000円+加算額(8,000～70,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算)	異なる	150km～300km間の距離別手当額について、国と異なる額	105,360 千円	452,189 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	676 千円	33,813 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			38,189 千円	140,401 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,400円 機器等の監視、管理等のための当直 5,300円 福祉施設等の生活介助等のための当直 6,100円 医師当直 22,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	362,412 千円	227,646 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超 9,000～18,000円	同じ		5,323 千円	36,211 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		183,821 千円	85,858 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	502,490 千円	183,324 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～126,400円)	異なる	支給額	1,087,231 千円	716,226 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			507,644 千円	65,401 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%(管理職手当受給者は4%)を支給			37,131 千円	256,074 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%(定時制通信教育手当受給者は3%)を支給			39,537 千円	242,559 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給 日額800円 (給料月額8%の範囲内)			2,858 千円	59,550 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給 給料月額に相当する額	同じ		0 千円	0 円

(7) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,137,400 円	(1,210,000) 円
	副 知 事	893,000 円	(950,000) 円
	教 育 長	750,000 円		
報 酬	議 長	950,000 円		
	副 議 長	810,000 円		
	議 員	770,000 円		
期 末 手 当	知 事 副 知 事 教 育 長	(令和3年度支給割合) 3.25 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.25 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	121万円×在職月数×0.568＝	32,989,440	(任期ごと)
	教 育 長	95万円×在職月数×0.404＝	18,422,400	(任期ごと)
		75万円×退職理由別・勤続年数別支給率＝	1,883,250	(退任時)

- (注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、令和4年度、知事及び副知事は給料及び期末手当を6%減額している。
 なお、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、知事及び副知事については、1期(4年=48月)、教育長については、1期(3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 なお、平成30年4月1日から知事、副知事及び教育長の支給率を引き下げている。
 3 上記の他、知事、副知事及び教育長については、地域手当(5%)及び通勤手当が支給される(公用車通勤の場合を除く)。

(8) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	585,537	166,746	163,986	28.0	31.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	22	85,977	15,180	20,354	121,511	5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
44.7 歳	359,029 円	528,958 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	3	13.6	主事	1	6	27.3	係員級
				技師	2			
				計	3			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	1	4.5	技師	1	3	13.6	係長級
				計	1			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	3	13.6	副主査	2	3	13.6	係長級
				主査	1			
				計	3			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	2	9.1	主査	2	3	13.6	係長級
				計	2			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	10	45.5	班長	1	10	45.5	課長補佐級
				工業用水道センター次長	1			
				工業用水道センター課長	1			
				主任	7			
				計	10			
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	3	13.6	課長	1	3	13.6	課長級
				副課長	1			
				工業用水道センター所長	1			
				計	3			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0			0	0.0	次長級
				計	0			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	次長級
				計	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
合計		22						

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(エ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額（令和3年度）	
1,517 千円	
（令和3年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.4 月分	1.9 月分
(1.35) 月分	(0.9) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～20%
・ 管理職加算	10～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和4年4月1日現在）

和歌山県			
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 45%)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~65,000円)の60月分		
(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額	-	千円	22,261 千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30~令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			3,688 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			167,671 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	9 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	1.5 %	11(2) 人	1.5 %

(注) () 内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		10 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		1,188 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		41.0 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水道施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内の調査又は検査	10 千円	①日額 300円 ②日額 500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業のための災害状況の調査等	0 千円	日額800円 ただし、日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円を加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0 千円	日額 1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。

e 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	1,070 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	62 千円
支給実績（令和2年度決算）	1,308 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	82 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき 10,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 ※1及び3は行政職給料表8級相当は3,500円、行政職給料表9級相当は支給しない	同じ		3,018 千円	232,153 円
住居手当	住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家） 最高27,000円	同じ		1,536 千円	307,200 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000～31,600円 (2) 四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	同じ		2,549 千円	121,419 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給（55,000～75,700円）	同じ		3,048 千円	762,000 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	82,327	240,846	29,599	36.0	12.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	3	12,862	2,900	5,488	21,250	7,083

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については令和4年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.0 歳	381,475 円	586,778 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	0	0.0			1	33.3	係員級
				計	0			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	0	0.0			1	33.3	係員級
				計	0			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	2	66.7	副主査 主査	1 1	1	33.3	係長級
				計	2			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	0	0.0			1	33.3	係長級
				計	0			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	0	0.0			0	0.0	課長補佐級
				計	0			
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	1	33.3	主幹	1	1	33.3	課長級
				計	1			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0			0	0.0	次長級
				計	0			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	次長級
				計	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
合 計		3						

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(エ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額（令和3年度）	
1,829 千円	
（令和3年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.4 月分	1.9 月分
(1.35) 月分	(0.9) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	10~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和4年4月1日現在）

和歌山県			
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 45%)			
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円~65,000円)の60月分	
(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額		— 千円	— 千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30~令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		707 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		235,960 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	3 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	- %	- 人	- %

(注) () 内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		— %	
手当の種類（手当数）		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和3年度決算)
			— 千円
			左記職員に対する支給単価

e 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	375 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	187 千円
支給実績（令和2年度決算）	8 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	4 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき 10,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の 4月1日から満22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある 子1人につき、5,000円を加算 ※1及び3は行政職給料表8級相当 は3,500円、行政職給料表9級相当 は支給しない	同じ		636 千円	318,000 円
住居手当	住居を借り受け、月額12,000円 を超える家賃を支払っている職員 (借家) 最高27,000円	同じ		189 千円	189,000 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通 機関を利用し、又は交通用具を使用 して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	同じ		331 千円	110,400 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に職務の級及び支給区分に応じ て定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		660 千円	660,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00
教育委員会	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00
警察本部	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (令和4年4月1日現在)

区分	育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況	育児・介護以外の時差勤務制度の実施状況	フレックスタイム制度の実施状況
知事部局	○	○	×
教育委員会	○	○	×
警察本部	○	×	×

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (令和3年1月1日～令和3年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	110,198.2日	31,492.0日	2,866人	11.0日	28.6%
教育委員会	124,295.7日	36,897.4日	3,184人	11.6日	29.7%
警察本部	93,987.0日	29,383.1日	2,385人	12.3日	31.3%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況

(令和4年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人等出頭	必要と認められる期間
3 ドナー休暇	必要と認められる期間
4 ボランティア休暇	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
5-2 不妊治療	1暦年5日(体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合は10日)以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
7 つわり	10日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じて付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合14週間)の日から産後8週間の日まで
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各60分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日(子が2人の場合は10日)以内
15 短期介護	1暦年5日(要介護者が2人の場合は10日)以内
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者は10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏季	原則、連続する5日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 退勤時危険回避	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (令和3年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者(職員との続柄別)									
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	
知事部局	男性職員	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	4	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	7	7	2	2	3	0	0	0	0	0	0
	計	11	11	4	4	3	0	0	0	0	0	0
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6)介護時間の取得者数 (令和3年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者(職員との続柄別)								
			計	配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
知事 部局	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
教育 委員 会	男性職員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
警察 本部	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1)分限処分者数(令和3年度)

(単位:人)

処分の種類		処分事由・任命権者		降任		免職		休職		降給		合計		失職			
		知事部局	教育委員会	警察本部	小計	知事部局	教育委員会	警察本部	小計	知事部局	教育委員会	警察本部	小計	知事部局	教育委員会	警察本部	小計
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局	0	[0]	0	[0]							0	[0]				
	教育委員会	0	[0]	0	[0]							0	[0]				
	警察本部	0	[0]	0	[0]							0	[0]				
	小計	0	[0]	0	[0]							0	[0]				
(2)心身の故障の場合	知事部局	0	[0]	0	[0]	147	[45]					147	[45]				
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	73	[72]					73	[72]				
	警察本部	0	[0]	0	[0]	31	[10]					31	[10]				
	小計	0	[0]	0	[0]	251	[127]					251	[127]				
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局	0	[0]	0	[0]							0	[0]				
	教育委員会	0	[0]	1	[1]							1	[1]				
	警察本部	0	[0]	0	[0]							0	[0]				
	小計	0	[0]	1	[1]							1	[1]				
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局	0	[0]	0	[0]							0	[0]				
	教育委員会	0	[0]	0	[0]							0	[0]				
	警察本部	0	[0]	0	[0]							0	[0]				
	小計	0	[0]	0	[0]							0	[0]				
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局					1	[1]					1	[1]				
	教育委員会					0	[0]					0	[0]				
	警察本部					0	[0]					0	[0]				
	小計					1	[1]					1	[1]				
(6)条例で定める事由による場合	知事部局					0	[0]	0	[0]	0	[0]	0	[0]				
	教育委員会					0	[0]	0	[0]	0	[0]	0	[0]				
	警察本部					0	[0]	0	[0]	0	[0]	0	[0]				
	小計					0	[0]	0	[0]	0	[0]	0	[0]				
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	[0]	0	[0]	148	[46]	0	[0]	0	[0]	148	[46]				
	教育委員会	0	[0]	1	[1]	73	[72]	0	[0]	0	[0]	74	[73]				
	警察本部	0	[0]	0	[0]	31	[10]	0	[0]	0	[0]	31	[10]				
	合計	0	[0]	1	[1]	252	[128]	0	[0]	0	[0]	253	[129]				
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局																0
	教育委員会																0
	警察本部																0
	小計																0
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局																0
	教育委員会																0
	警察本部																0
	小計																0

(注) 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。
[]は、実人数を計上している。

(2)懲戒処分者数(令和3年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由・任命権者		戒告	減給	停職	免職	合計
		(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	0	1	3	1	5
	教育委員会	0	0	0	1	1
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	1	3	2	6
(3)公務外非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局	0	1	0	0	1
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	2	0	2
	小計	0	1	2	0	3
(4)収賄等関係	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局	0	0	0	3	3
	教育委員会	0	0	1	0	1
	警察本部	0	0	1	0	1
	小計	0	0	2	3	5
(6)監督責任	知事部局	3	0	0	0	3
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	3	0	0	0	3
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	3	2	3	4	12
	教育委員会	0	0	1	1	2
	警察本部	0	0	3	0	3
	合計	3	2	7	5	17

6 職員のサービスの状況

(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数(令和3年度)

(単位:人)

区分	性別等		育児休業 取得者数	育児短時 間勤務取 得者数	部分休業 取得者数	令和3年度中に新 たに育児休業等 が取得可能となっ た職員数	育休取得率	
知事部局	男性職員	取得者実数	14	0	1	82	14.6%	
		うち新規取得	12	0	1			
		うち継続取得	R2年度以前から継続	2	0	0		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得 子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再 び育児休業を取得	0	0			
	女性職員	取得者実数	91	2	24	39	100.0%	
		うち新規取得	39	0	11			
		うち継続取得	R2年度以前から継続	52	2	13		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得 子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再 び育児休業を取得	0	0			
	計	取得者実数	105	2	25	121	42.1%	
		うち新規取得	51	0	12			
		うち継続取得	R2年度以前から継続	54	2	13		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得 子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再 び育児休業を取得	0	0			
教育 委員会	男性職員	取得者実数	14	2	1	230	6.1%	
		うち新規取得	14	1	1			
		うち継続取得	R2年度以前から継続	0	1	0		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得 子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再 び育児休業を取得	0	0			
	女性職員	取得者実数	719	34	35	263	100.0%	
		うち新規取得	263	17	32			
		うち継続取得	R2年度以前から継続	456	17	3		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得 子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再 び育児休業を取得	0	0			
	計	取得者実数	733	36	36	493	56.2%	
		うち新規取得	277	18	33			
		うち継続取得	R2年度以前から継続	456	18	3		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得 子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再 び育児休業を取得	0	0			
警察本部	男性職員	取得者実数	12	0	1	115	10.4%	
		うち新規取得	12	0	1			
		うち継続取得	R2年度以前から継続	0	0	0		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得 子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再 び育児休業を取得	0	0			
	女性職員	取得者実数	50	5	25	14	100.0%	
		うち新規取得	14	4	10			
		うち継続取得	R2年度以前から継続	36	1	15		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得 子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再 び育児休業を取得	0	0			
	計	取得者実数	62	5	26	129	20.2%	
		うち新規取得	26	4	11			
		うち継続取得	R2年度以前から継続	36	1	15		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得 子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再 び育児休業を取得	0	0			

(2)育児短時間勤務の勤務形態（令和3年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員）(単位:人)

区分	性別等	勤務形態					合計
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	1	0	0	0	1
	女性職員	2	12	3	0	0	17
	計	2	13	3	0	0	18
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	3	0	1	0	0	4
	計	3	0	1	0	0	4

(3)修学部分休業の実施状況

(令和3年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(4)高齢者部分休業の実施状況

(令和3年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(5)自己啓発等休業の実施状況

(令和3年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(6)配偶者同行休業の実施状況

(令和3年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	2
警察本部	○	0

7 職員の退職管理の状況

①再就職情報の届出制度について

平成28年4月1日の地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関する条例を制定した。届出事項を規則に定め、以下の項目について対象職員に再就職情報を届出させる。対象者は管理職以上に就いていた元職員。対象期間は離職後2年間。

●届出事項

- 1 氏名
- 2 生年月日(年齢)
- 3 離職時の所属・職名
- 4 離職日
- 5 再就職日
- 6 再就職先の名称
- 7 再就職先の業務内容
- 8 再就職先における地位(役職等)

②再就職者による依頼等の規制

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく再就職者による依頼等承認申請、同条第7項の規定に基づく規制違反依頼等の届出をさせる。

8 職員の研修の状況

(1) 研修状況 (令和3年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
一般研修	新規採用職員研修	知事部局職員(新規採用職員)	4	9	156	
	2年目職員研修	知事部局職員(採用後2年目の職員)	3	7	139	
	新任副主査研修	知事部局職員(新任副主査職員)	3	7	97	
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級職員)	3	7	81	約1か月の民間体験研修
	課長補佐研修Ⅰ	知事部局職員(新任課長補佐級職員)	3	6	149	
	課長補佐研修Ⅱ	知事部局職員(新任の本庁班長及び地方機関の課長等)	3	6	122	
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	3	6	160	
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	2	2	63	
	県教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新規採用職員)	1	1	40	
	県教育庁等職場研修委員・人権教育担当職員研修	教育委員会職員(職場研修委員・人権教育担当職員)	1	1	20	
	県教育庁等職員人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	2	583	
	初任科	新規採用の警察官(大卒)	1	184	23	
	初任科	新規採用の警察官(大卒以外)	1	303	27	
	一般職員初任科	新規採用の一般職員	1	28	12	
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒)	1	60	23	
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒以外)	1	82	33	
	人権研修	警部補以下の警察官及び一般職員	2	2	112	
	特別研修	住民との対話能力向上研修	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	2	4	47
プレゼンテーション研修		2		4	42	
政策形成能力開発研修		1		2	47	
財務諸表の見方研修		1		2	75	
統計的思考力養成講座		1		2	30	
メディア対応研修		1		2	23	
政策法務研修		1		2	23	
行政争訟講座		1		2	33	
民法講座(Ⅰ・Ⅱ)		2		4	79	
職場研修委員研修		知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	3	3	132	
新規採用職員指導者研修		知事部局職員(新規採用職員に対する指導職員)	1	1	118	
債権管理研修		知事部局職員(非強制徴収債権・私債権に係る業務担当者)	1	2	30	
育休任期付職員等研修		知事部局職員(育児休業代替職員)	1	1	41	
育児休業者職場復帰サポート研修		知事部局職員(育児休業職場復帰者)	1	1	15	
部下職員指導支援研修		知事部局職員(特別指導対象職員が所属する課室の所属長、若しくは所属長が指名した者)	1	1	24	
会計年度任用職員等研修		知事部局職員(新たに採用された事務補助職員等)	1	1	57	
臨時的任用職員研修		知事部局職員(臨時的任用職員)	2	2	8	
政策形成能力研修		知事部局職員(採用後10年目程度の職員)	2	4	16	関西広域連合主催研修
団体連携型研修	知事部局職員(受講を希望する職員)	1	1	239	関西広域連合構成団体主催研修	
市町村職員との合同研修	知事部局職員(受講を希望する職員)	1	1	15	市町村職員研修協議会主催研修	
認知症キャラバン・メイト養成研修	警察職員の中の希望者	1	1	3		
和歌山県特別研修		3	6	3		
ナセ	県職員人権・同和特別研修指導責任者研修会	知事部局職員(職場研修委員、振興局人権担当職員等)	1	1	201	
	管理者セミナー(パワーハラスメントの防止)	知事部局職員(所属長の職にある職員)	1	1	64	
	レベルアップセミナー(DX推進セミナー)	知事部局職員(受講を希望する職員)	1	1	138	
基本研修	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	14	247	
	初任者研修(2年次研修)(R2年度継続)	教育委員会職員(新規採用R2年度継続者)	1	2	270	
	初任者研修(3年次研修)(R元年度継続)	教育委員会職員(新規採用R元年度継続者)	1	2	264	
	6年次研修	教育委員会職員(6年次教員)	1	2	207	
	中堅教諭等資質向上研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	6	252	
	中堅教諭等資質向上研修(R2年度継続)	教育委員会職員(10年経験者教員R2年度継続者)	1	2	209	
	新規採用養護教諭研修	教育委員会職員(新規採用養護教諭)	1	8	16	
	新規採用学校栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用学校栄養職員)	1	8	1	
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員(新規採用栄養教諭)	1	4	1	
	新規採用学校事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	1	4	22	

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
専 門 研 修	新任校長研修	教育委員会職員(管理職・新任校長)	1	2	66		
	新任教頭研修	教育委員会職員(管理職・新任教頭)	1	3	73		
	新任主幹教諭研修	教育委員会職員(新任主幹教諭)	1	2	7		
	学校事務職員マネジメント研修	教育委員会職員(当該年度において年齢が46歳・47歳に達する主任及び主査)	1	1	27		
	新任教務主任研修	教育委員会職員(初めて教務主任になった教員)	1	1	100		
	ICT活用のための実践研修A・B	教育委員会職員(各県立学校長が推薦する教員)	1	2	108		
	キャリア教育研修	教育委員会職員(各市町村教育委員会教育長及び各県立学校長が推薦する教員)	1	1	84		
	特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員(初めて特別支援学級を担当する教員)	1	2	128		
	通級指導教室担当教員研修	教育委員会職員(通級指導教室を担当する教員)	1	1	54		
	小学校国語科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	39		
	中学校・高等学校国語科教育研修講座		1	1	44		
	社会科・地理歴史科・公民科教育研修講座		1	1	41		
	小学校算数科教育研修講座		1	1	15		
	中学校・高等学校数学科教育研修講座		1	1	40		
	やさしい理科実験研修講座A・B		1	2	22		
	理科教育研修講座		1	1	30		
	四季の星座研修講座		1	1	16		
	小学校外国語活動・外国語科教育研修講座		1	1	27		
	英語科教育研修講座		1	1	29		
	ALTとの効果的なTTのための英語科研修講座		1	1	15		
	道徳教育研修講座		1	1	81		
	特別支援教育スキルアップ研修講座		1	1	40		
	教育相談研修講座Aー子供との関わりに認知行動療法などの視点を生かすー		1	1	78		
	教育相談研修講座Bー事例検討ー		1	1	36		
	通常の学級で進める特別支援教育研修講座		1	1	69		
	基礎から学ぶ学級集団づくり研修講座		1	1	77		
	生徒指導研修講座		1	1	50		
	効果的なICTの授業活用研修講座A・B		1	2	99		
	複式教育研修講座		1	1	7		
	マネジメント力向上研修		1	3	45		
	ミドルリーダー育成研修		1	12	31		
	活力ある学校図書館を目指す司書教諭・学校司書等研修講座		教育委員会職員(司書教諭・学校司書・学校図書館に関係する職員)	1	1	44	
	警部補任用科		昇任予定の巡査部長	1	12	6	
	巡査部長任用科		昇任予定の巡査長	1	12	14	
	刑事任用科		刑事警察任用予定者	1	31	24	
	交通任用科	交通警察任用予定者	1	5	18		
	警備任用科	警備警察任用予定者	1	12	14		
	サイバー捜査専科	警部補以下の警察官	4	5	18		
	人身安全関連事案対策		1	5	15		
	職務質問専科		1	5	14		
	検視実務		1	5	14		
	取調べ技能専科		2	5	28		
災害警備専科	1		3	16			
警護専科	1		5	14			
留置担当官任用専科	1		5	38			
通信指令専科	1		5	7			
特殊犯捜査専科	1		10	20			
交通実務専科	1		12	16			
警察緊急自動車運転技能者・二輪	1		15	2			
開 発 研 究	学校支援・調査研究事業に係る研修		教育委員会職員(教員)	69		968	随時要請に応じて
相 教 談 育	教育相談主事等派遣事業に係る研修		教育委員会職員(教員)	37	37	752	随時要請に応じて
研 長 修 期	長期教員研修	教育委員会職員(教員)	1		8	1年間	
	教員の長期社会体験研修	教育委員会職員(教員)	1		2	1年間	
合 計			-	-	8,462		

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害の認定件数

(令和3年度)

区分		件数	区分		件数	区分		件数
公務災害		134	通勤災害		8	合計		142
内訳	知事部局	22	内訳	知事部局	1	内訳	知事部局	23
	教育委員会	72		教育委員会	5		教育委員会	77
	警察本部	40		警察本部	2		警察本部	42

(2) 健康診断実施状況

(令和3年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	3,888	3,296	2,670
雇入時健康診断	新規採用職員	203	349	0
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	14	0	44
農業業務健康診断	有機リン系農薬取扱業務に従事する職員	52	0	0
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	27	0	15
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	70	0	0
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	70	0	0
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員の内希望者	214	0	0
B型肝炎健康診断	血液取扱業務に従事する職員の内希望者	3	0	0
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	12	0	0
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	113	0	790
ホルムアルデヒド取扱業務健康診断	ホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員	8	0	0
海外派遣労働者健康診断	6か月以上海外へ派遣される職員及び6か月以上海外へ派遣され帰国した職員	3	0	0
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	0	0	0
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	15	0	0
便培養検査(上記健診検査項目)	県立学校の寄宿舎調理員・学校給食調理員・栄養教諭等	0	92	0
肝炎検査(上記健診検査項目)	養護教諭及び県立特別支援学校教職員	0	1,067	0
腰痛検査	県立特別支援学校教職員(職務上、児童生徒の介助等に従事する者のうち希望者)	0	16	0
機動隊員特別検診	機動隊・管区機動隊員	0	0	68
高気圧作業従事者検診	高気圧作業従事者	0	0	33
鉛業務従事者検診	鉛業務従事者	0	0	10
婦人科検診	30歳以上の希望した女性職員	0	0	58
脳波検診(てんかんの有無)	白バイ業務の候補者	0	0	7

(3) (一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況

(令和3年度)

	(一財)和歌山県職員互助会	(一財)和歌山県教育互助会	(一財)和歌山県警察共助会
会員数	5,441人	10,297人	2,548人
掛金	166,117千円	405,699千円	73,662千円
掛金率	(給料)×8/1000	給料月額1.02%	(給料+扶養手当)×7.3/1000
補助金	0千円	0千円	0千円

(注) 1 この様式に定める「知事部局」は、議会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含みます。

2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止しました。

10 その他知事が必要と認める事項

(令和3年度) (単位:人)

区分 職種	令2年度 退職者数 a	a のうち再就職者数										再就職 しない者 n	不明で ある者 o	
		県に再就職した者					県以外に再就職した者							
		再任用職員 (常時勤務) c	再任用職員 (短時間勤 務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 うち再任用職員 h	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l	自営業 m			
一般行政職	173	61	25	0	0	2	1	0	12	22	5	4	15	26
研究職	5	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0
医療職	9	4	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
技能労務職	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養職	330	92	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	237
警察職	34	2	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
合計	554	163	34	8	8	2	1	0	13	22	11	4	18	278

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の状況(令和3年度)

ア 競争試験

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
○(大学卒業程度)I種					
一般行政(通常枠)	374	280	182	72	3.9
一般行政(特別枠)	23	20	15	5	4.0
警察事務	27	15	11	6	2.5
情報職A	10	6	4	2	3.0
情報職B	2	2	2	1	2.0
総合土木	25	18	16	13	1.4
建築	7	6	4	4	1.5
電気	7	4	3	3	1.3
化学	12	10	6	1	10.0
農学	28	21	18	8	2.6
林学	9	8	6	5	1.6
水産	12	8	7	2	4.0
法医鑑識	9	7	6	1	7.0
総合土木(追加)	12	4	4	1	4.0
建築(追加)	7	2	1	0	-
計	564	411	285	124	3.3
○就職氷河期世代対象、職務経験者対象(UIターン)					
一般行政(氷河期)	57	50	44	5	10.0
一般行政(UI)	31	26	24	3	8.7
総合土木(UI)	0	-	-	-	-
計	88	76	68	8	9.5
○(高校卒業程度)III種					
一般事務	30	25	11	2	12.5
学校事務	159	138	47	23	6.0
警察事務	30	25	14	4	6.3
土木	5	3	3	3	1.0
計	224	191	75	32	6.0
○第1回警察官A					
警察官A男性一般	138	113	104	30	3.8
警察官A女性一般	39	34	20	5	6.8
計	177	147	124	35	4.2
○第2回警察官A					
警察官A男性一般	60	38	16	4	9.5
警察官A女性一般	17	13	12	3	4.3
計	77	51	28	7	7.3
○警察官B					
警察官B男性	141	115	70	20	5.8
警察官B女性	39	31	20	5	6.2
計	180	146	90	25	5.8
○第1回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務	14	11	11	8	1.4
土木	0	-	-	-	-
農業	0	-	-	-	-
林業	3	2	2	1	2.0
精神保健福祉相談員	0	-	-	-	-
保健師	1	1	1	0	-
看護師	2	2	2	2	1.0
計	20	16	16	11	1.5
○第2回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務	36	32	31	20	1.6
学校事務	0	-	-	-	-
土木	2	2	1	0	-
農業	0	-	-	-	-
林業	2	2	2	1	2.0
社会福祉士	1	1	1	1	1.0
心理職員	0	-	-	-	-
精神保健福祉相談員	0	-	-	-	-
診療検査技師	0	-	-	-	-
保健師	1	1	1	1	1.0
看護師	2	2	2	2	1.0
司書	3	3	3	1	3.0
計	47	43	41	26	1.7
合計	1,377	1,081	727	268	4.0

イ 選考
(ア) 公募

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉士	14	10	8	5	2.0
心理職	11	9	9	8	1.1
精神保健福祉相談員	4	4	4	1	4.0
獣医師	5	4	4	2	2.0
薬剤師	6	5	5	2	2.5
保健師	26	21	12	7	3.0
船舶職員	1	0	-	-	-
臨床検査技師	9	6	6	2	3.0
学校栄養職員	40	36	8	3	12.0
船舶職員(追加)	0	-	-	-	-
工業技術センター研究員	10	10	3	1	10.0
専任教員	5	4	4	1	4.0
障害者(一般事務)	30	27	8	3	9.0
障害者(学校事務)	4	3	3	1	3.0
障害者(警察事務)	2	2	1	1	2.0
職業訓練指導員 (建築工学科)	1	1	1	1	1.0
職業訓練指導員 (情報システム科)	2	1	1	1	1.0
文化財専門員	7	7	4	1	7.0
道路管理技術員	17	16	12	5	3.2
農林技術専門員	41	28	8	2	14.0
博物館学芸員	12	12	4	-	-
看護師	5	5		5	1.0
社会福祉士(追加)	7	6	4	4	1.5
心理職員(追加)	9	5	3	2	2.5
獣医師(追加)	1	1	1	1	1.0
事務補助 和歌山・海南	109	101		78	1.3
事務補助・那賀	19	17		13	1.3
事務補助・伊都	8	6		4	1.5
事務補助・有田	19	17		12	1.4
事務補助・日高	17	16		13	1.2
事務補助・西牟婁	15	15		9	1.7
事務補助・東牟婁	26	22		13	1.7
事務補助・東京	13	9		1	9.0
事務補助・教育委員会	56	45		16	2.8
事務補助・警察 和歌山・岩出	18	14		9	1.6
事務補助(障害者)和歌山・海南	5	3		2	1.5
事務補助(障害者)那賀	2	2		2	1.0
事務補助(障害者)有田	0	-		-	-
事務補助(障害者)西牟婁	2	2		1	2.0
合計	578	492	113	232	2.1

(イ) 公募以外(人事交流等)

職 任命権者	部長 又は 相当 職	次長 又は 相当 職	課長 又は 相当 職	長 補 佐 又は 相当 職	主 査 又は 相当 職	副主査、 主事、技 師又は 相当職	その他	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	計
知事	2	1	6	4	11	35	129							188
教育委員会		1	3	7	14		11							36
警察本部長					1		4	5	11	3	9		2	35
合計	2	2	9	11	26	35	144	5	11	3	9	0	2	259

(2) 昇任の状況(令和3年度)

ア 競争試験

警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	192	7	27.4
警 部 補	341	19	17.9
巡 査 部 長	624	31	20.1

(専門)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	7	1	7.0
警 部 補	4	2	2.0

イ 選考

警察官(警視・警部・警部補・巡査部長)昇任選考

職	昇任者数
警 視	1
警 部	13
警 部 補	7
巡 査 部 長	5
計	26

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<令和3年の報告・勧告のポイント>

○令和3年度のボーナスを引下げ

・ボーナスを0.15月分引下げ(4.45月分→4.30月分)

○民間給与との較差(23円、0.01%)が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない。

ア 民間給与と職員給与との比較に基づく給与改定等

(7) 特別給(ボーナス)

a 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所105事業所を対象に調査を実施(完了率89.0%)

令和2年8月から令和3年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給(ボーナス)の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	差(A-B)
4.31月分	4.45月分	△0.14月分

b 給与改定の判断 <勧告>

(a) 改定の内容

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.15月分引き下げ、期末手当から差し引く(4.45月分→4.30月分)

支給月数(一般の職員の場合)

特別給		6月期	12月期	計
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)	2.40月(現行2.55月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)	1.90月(改定なし)
	計	2.225月(支給済み)	2.075月(現行2.225月)	4.30月(現行4.45月)
令和4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.15月	2.15月	4.30月

(b) 実施時期

勧告を実施するための条例の公布の日

(i) 月例給

a 民間給与と職員給与との比較

職員(行政職給料表適用職員)と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の令和3年4月分の給与を比較(ラスパイレス比較)

令和3年4月の民間給与(A)	令和3年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
369,967円	369,944円	23円(0.01%)

b 給与改定の判断

民間給与との較差が極めて小さく、均衡していることから、月例給の改定を行わない。

イ 公務運営の改善

(7) 人材の確保及び育成

- ・職員採用I種試験の受験者数は近年、減少傾向が続いているため、和歌山県職員の仕事の魅力ややりがいについて情報発信の強化を図るとともに、新たな受験者層の獲得に努めることが必要
- ・県職員の生の声を届けることを重視したホームページ・SNSを活用した情報発信、オンライ

- ンによる採用説明会等の取組を強化するとともに、公務員志望以外の学生や職務経験者などの受験者を増やせるよう、効果的な採用試験の実施方法について引き続き検討
- ・ 採用後の人材育成については、管理職が部下の育成を重要な職責として認識し、職員のキャリア形成を支援する取組を組織として定着させていくことが求められる
 - ・ 障害者雇用については、実雇用率は上昇してきているものの、本年度も、知事部局と教育委員会において法定雇用率を達成できておらず、今後も、計画的な採用を積極的に推進するとともに、採用後の定着に向け、障害者活躍推進計画に基づく取組を着実に推進していくことが必要
- (イ) 女性職員の活躍推進
- ・ 管理職の女性割合は上昇しているものの、知事部局の目標達成を確実なものとするためには更なる取組が求められる
 - ・ 各任命権者においては、男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備等について、一層積極的な推進を図ることが必要
- (ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進
- 各任命権者においては、人事評価制度を公正、適正に運用し、職員の能力・実績を適切に把握し、人事配置や人材育成等の人事管理に活用するとともに、給与処遇に的確に反映していくことが重要であり、必要に応じ現行の制度を改善していくよう努めるべき
- (エ) 定年の引上げ
- ・ 定年引上げに伴い、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制、60歳を超える職員の給料月額7割措置等について、国や他の都道府県との均衡を考慮し、円滑な導入が行えるよう各任命権者において早急に準備を進めることが必要
 - ・ 定年の段階的引上げに伴う職員採用計画や役職定年制により降任等となる職員の能力・経験を生かせる職務の整備について、本県の実状に配慮して検討を進めることが必要
- (オ) 勤務環境の整備
- a 長時間労働の是正等
- (a) 超過勤務の縮減
- ・ 過去5年間の超過勤務の傾向をみると、知事部局において年々増加する傾向にある。各任命権者においては、RPA等による事務の効率化を一層進めるとともに、組織全体として、業務の見直しや平準化に努めることが必要。それらを講じてもお恒常的に長時間の超過勤務を命じることが避けられない場合は、業務量に応じた適正な人員を確保することが求められる
 - ・ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の原則に則った適正な勤務時間の管理のあり方について、他の都道府県の動向にも留意しつつ研究を進めることが必要。また、長時間の超過勤務を行う職員について、医師による面接指導など職員の健康の確保に最大限の配慮をすることはもちろん、人事委員会規則で定める上限を超えて超過勤務を命じた場合には、その要因の分析結果を踏まえたより実効性のある対策を確実に実施することが必要
- (b) 教育職員の働き方改革の推進
- ・ 県立高等学校等における時間外の在校等時間の上限を超える教育職員の割合は依然として高い状況にあるため、引き続き、勤務時間管理の徹底を図るとともに、校務等の見直しや部活動の改善、外部人材の活用等による教育職員の負担軽減のための取組を強力に推進し、長時間労働の是正を図っていくことが必要
 - ・ 変形労働時間制については、学校における働き方改革を進めるための選択肢の一つであるとされている一方で、勤務時間が増える可能性を懸念する声などもあり、本県において検討する場合には、教育職員の勤務時間の適切な管理を徹底するとともに、全ての教育職員に対して画一的に当てはめるのではなく、個々の事情に応じて配慮するなど、学校における働き方改革を実質的に推進するものとなるよう、留意することが必要

- (c) 年次有給休暇の取得促進等
職員一人当たりの年次有給休暇取得日数は、知事部局及び教育委員会において、2年連続で減少傾向にある。管理職による休暇を取得しやすい職場環境づくりなどの働きかけが重要であり、各任命権者においては、計画的・連続的取得の促進に一層取り組むことが必要
- b 柔軟な働き方の推進
各任命権者においては、国や他の都道府県の動向を踏まえ、フレックスタイム制度をはじめ、柔軟な働き方の制度の研究を更に進めるとともに、業務プロセスの変革やDXの推進など働き方そのものの根本的な見直しについても研究し、柔軟な働き方の取組を強力に推進していくことが必要
- c 仕事と家庭の両立支援の推進
- ・ 本年の人事院勧告等において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、不妊治療のための休暇等の措置を講じていくとされたことを踏まえ、本県においても、休暇の新設等を検討していくことが必要
 - ・ 各任命権者においては、仕事と家庭の両立支援の制度が職員に定着し、幅広く利用されるよう、周知徹底により更なる意識啓発を図るとともに、職場におけるサポート体制を整えていくことが必要
- d 心の健康づくりの推進
- ・ 県立学校におけるストレスチェックの受検率が低調な状況にある。各任命権者においては、ストレスチェックの受検率をより一層高めるとともに、その結果をメンタルヘルス不調の早期発見や職場の環境改善に活用していくことが必要
 - ・ 心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めることが必要
- e ハラスメントの防止対策
各任命権者においては、ハラスメント防止に関する指針に基づき、ハラスメント防止のための研修の充実や相談窓口の周知など、実効性のある取組を強力に推進していくことが必要
- (カ) 会計年度任用職員について
- ・ 本年の人事院勧告において、非常勤職員の休暇・休業等に関し、不妊治療のための休暇等の措置を講じていくとされたことを踏まえ、本県の会計年度任用職員についても、休暇の新設等を検討していくことが必要
 - ・ 各任命権者においては、会計年度任用職員の給与、勤務条件等の制度について、常勤職員との権衡等を考慮し、適切に運用するとともに、国や他の都道府県の動向も踏まえながら、研究していくことが求められる
- (キ) 服務規律の確保
- ・ 各任命権者においては、過去の不適正事案について、事実関係を十分に把握、分析し、より実効性の高い方策を常に模索しながら総力を挙げて再発防止策の徹底に努めることが必要
 - ・ 職員一人ひとりが県民全体の奉仕者としての強い自覚の下で真摯に職務に精励し、自らの責任を果たしていくことが重要であることに鑑み、研修機関や職場での研修、職員育成面談など、あらゆる機会を捉えて職員の倫理観・使命感の涵養に努めることが必要

(2) 報告資料

ア 職員の給与（令和3年4月1日現在）

(ア) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		令和2年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
一般職員	全	14,245	△ 54	3,510	27	14	334	2,649	5,199	12	2,500
	行政職	3,848	△ 28	3,017	27	14	288	182	-	12	308
	研究職	217	1	171	-	-	26	-	-	-	20
	医療職(1)	29	△ 2	29	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(2)	92	△ 2	90	-	-	-	2	-	-	-
	医療職(3)	203	-	203	-	-	-	-	-	-	-
	学校栄養職員	19	△ 5	-	-	-	-	-	19	-	-
	学校事務職員	284	7	-	-	-	-	-	284	-	-
	計	4,692	△ 29	3,510	27	14	314	184	303	12	328
	高等学校等教育職員	2,412	△ 31	-	-	-	-	2,412	-	-	-
教育職員	県立中学校教育職員	53	-	-	-	-	-	53	-	-	-
	市町村立小・中学校等教育職員	4,916	17	-	-	-	20	-	4,896	-	-
	計	7,381	△ 14	-	-	-	20	2,465	4,896	-	-
	警察官	2,172	△ 11	-	-	-	-	-	-	-	2,172

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
	全	14,245	40.9	16.5
一般職員	行政職	3,848	42.6	18.3
	研究職	217	42.3	15.7
	医療職(1)	29	41.7	8.8
	医療職(2)	92	41.9	15.5
	医療職(3)	203	45.5	17.3
	学校栄養職員	19	40.0	16.8
	学校事務職員	284	40.3	20.5
	計	4,692	42.6	18.2
教育職員	高等学校等教育職員	2,412	43.5	18.4
	県立中学校教育職員	53	39.5	14.9
	市町村立小・中学校等教育職員	4,916	39.4	14.5
	計	7,381	40.8	15.8
	警察官	2,172	37.8	15.3
令和2年4月	全	14,299	41.2	16.9

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
	%	%	%	%	%	%	%	
全	100.0	81.1	6.4	12.4	0.1	60.7	39.3	
一般職員	行政職	100.0	76.7	7.6	15.5	0.2	73.9	26.1
	研究職	100.0	97.7	1.4	0.9	-	79.7	20.3
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	72.4	27.6
	医療職(2)	100.0	82.6	17.4	-	-	53.3	46.7
	医療職(3)	100.0	40.4	49.8	9.9	-	34.5	65.5
	学校栄養職員	100.0	57.9	42.1	-	-	-	100.0
	学校事務職員	100.0	0.7	33.1	66.2	-	39.4	60.6
計	100.0	71.7	11.0	17.2	0.2	69.6	30.4	
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	96.7	3.1	0.2	-	52.4	47.6
	県立中学校教育職員	100.0	98.1	1.9	-	-	56.6	43.4
	市町村立小・中学校等 教育職員	100.0	93.6	6.4	-	-	43.7	56.3
	計	100.0	94.6	5.3	0.1	-	46.6	53.4
警察官	100.0	55.3	0.6	44.0	0.0	89.2	10.8	
令和2年4月 全	100.0	80.6	6.7	12.6	0.1	61.0	39.0	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工) 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計	
	円	円	円	円	円	円	
全	341,912	9,322	12,843	364,077	12,831	376,908	
一般職員	行政職	328,838	10,320	16,069	355,227	14,717	369,944
	研究職	346,615	11,613	13,173	371,401	15,487	386,888
	医療職(1)	417,210	8,517	73,802	499,529	361,196	860,725
	医療職(2)	321,015	9,457	9,901	340,373	9,270	349,643
	医療職(3)	341,122	9,599	6,904	357,625	5,393	363,018
	学校栄養職員	294,353	1,132	6,827	302,312	4,410	306,722
	学校事務職員	304,223	6,107	7,317	317,647	6,689	324,336
	計	328,954	10,028	15,207	354,189	15,855	370,044
教育職員	高等学校等教育職員	379,686	8,758	13,315	401,759	9,288	411,047
	県立中学校教育職員	352,776	9,075	13,453	375,304	13,566	388,870
	市町村立小・中学校等 教育職員	345,921	6,774	9,711	362,406	13,307	375,713
	計	357,003	7,439	10,916	375,358	11,996	387,354
警察官	318,616	14,193	14,288	347,097	9,133	356,230	

令和2年4月 全	342,866	9,367	12,841	365,074	12,817	377,891
行政職	331,410	10,780	16,124	358,314	14,654	372,968

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」を含む。

イ 民間の給与

(7) 職種別民間給与実態調査の概要

令和3年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

- a 調査の目的
本県の職員の給与を検討するため。
- b 調査機関
和歌山県人事委員会、人事院等
- c 調査の範囲等
 - (a) 調査の範囲
 - ① 調査対象事業所（母集団事業所）
全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所244事業所
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。
 - ② 調査対象職種
54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）
 - (b) 調査対象の抽出
 - ① 母集団事業所を、組織、規模、産業により15層に分類し、これらから118事業所を無作為に抽出し、調査を行った。
今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、(イ) 産業別、規模別調査事業所数のとおりである。
 - ② 従業員の抽出
初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。
なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。
 - (c) 集計
 - ① 調査実人員は、初任給関係253人（行政職に相当する調査実人員211人）、初任給関係以外の調査職種4,660人（行政職に相当する調査実人員4,171人）である。
（調査職種該当者（母集団）の推定数は12,386人であり、行政職に相当するものは10,560人である。）
 - ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	105	5	6	7	30	57	33	53	19
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	7	-	-	-	2	5	2	4	1
製造業	47	4	2	2	19	20	9	27	11
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	16	1	1	3	4	7	10	3	3
卸売業、小売業	3	-	1	-	1	1	2	-	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	5	-	-	-	1	4	-	4	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	27	-	2	2	3	20	10	15	2

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が13所あった。

2 調査対象事業所118所に占める調査完了事業所105所の割合(調査完了率)は、89.0%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	企業規模計	企業規模		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	211,828	228,527	199,536	※ 196,142
	短大卒	192,627	※ 192,723	※ 193,349	※ 185,383
	高校卒	172,975	※ 174,390	167,361	※ 175,806

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工) 職種別、学歴別給与額等

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	6	56.6	676,281	35	676,246	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	56.4	610,133	-	610,133	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	56.8	733,835	66	733,769	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	6	53.8	665,104	569	664,535	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	51.6	711,199	1,090	710,109	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	55.5	576,157	-	576,157	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	142	53.9	549,885	903	548,982	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	98	53.4	562,516	318	562,198	
	短大卒	17	55.3	504,425	1,458	502,967	
	高校卒	27	54.6	535,302	2,565	532,737	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	91	53.7	637,520	2,309	635,211	同 上	
大学卒	65	53.5	681,588	1,319	680,269		
短大卒	10	55.6	585,787	2,088	583,699		
高校卒	15	53.9	520,428	6,132	514,296		
中学卒	1	X	X	X	X		
事務部次長	46	52.2	487,200	101	487,099	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 ・中間職(部長一課長間)	
大学卒	32	51.8	495,320	6	495,314		
短大卒	6	52.7	493,852	-	493,852		
高校卒	8	53.5	451,789	533	451,256		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	36	51.4	522,235	13,963	508,272	同 上	
大学卒	18	51.9	554,656	5,932	548,724		
短大卒	3	50.1	511,696	9,392	502,304		
高校卒	15	50.9	487,903	23,732	464,171		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	281	49.8	481,201	4,013	477,188	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	180	48.6	478,301	3,578	474,723		
短大卒	26	49.6	441,355	5,484	435,871		
高校卒	75	52.7	503,201	4,480	498,721		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	206	50.4	565,803	5,328	560,475	同 上	
大学卒	122	50.2	594,263	3,028	591,235		
短大卒	23	51.3	585,994	1,200	584,794		
高校卒	60	50.3	504,441	11,045	493,396		
中学卒	1	X	X	X	X		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和3年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務課長代理	215	47.9	439,994	16,243	423,751	<ul style="list-style-type: none"> ・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間） 	
	大学卒	158	47.2	444,766	18,065		426,701
	短大卒	12	48.9	456,086	29,685		426,401
	高校卒	45	50.2	419,289	6,841		412,448
	中学卒	-	-	-	-		-
技術課長代理	134	41.5	485,106	65,868	419,238	同 上	
	大学卒	100	40.3	490,886	68,499		422,387
	短大卒	19	47.7	463,831	60,372		403,459
	高校卒	15	50.1	434,630	38,430		396,200
	中学卒	-	-	-	-		-
事務係長	271	46.2	415,051	34,012	381,039	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	137	44.2	397,462	32,990		364,472
	短大卒	33	46.1	375,151	28,894		346,257
	高校卒	100	49.3	455,103	37,704		417,399
	中学卒	1	X	X	X		X
技術係長	237	46.7	533,951	76,892	457,059	同 上	
	大学卒	103	42.9	486,949	57,807		429,142
	短大卒	30	50.1	517,711	54,871		462,840
	高校卒	101	49.2	582,937	100,720		482,217
	中学卒	3	52.2	612,943	144,477		468,466
事務主任	317	44.2	353,578	30,310	323,268	<ul style="list-style-type: none"> ・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間） 	
	大学卒	163	41.8	345,782	25,234		320,548
	短大卒	54	47.1	358,990	30,079		328,911
	高校卒	99	47.6	366,243	39,825		326,418
	中学卒	1	X	X	X		X
技術主任	244	44.0	507,788	100,638	407,150	同 上	
	大学卒	106	40.5	460,679	85,221		375,458
	短大卒	40	45.2	516,960	101,557		415,403
	高校卒	97	46.7	546,067	114,021		432,046
	中学卒	1	X	X	X		X
事務係員	1,065	37.3	292,688	26,282	266,406		
	大学卒	517	33.1	288,721	26,576		262,145
	短大卒	212	40.0	298,430	29,027		269,403
	高校卒	336	42.1	294,918	23,971		270,947
	中学卒	-	-	-	-		-
技術係員	874	33.8	356,915	66,008	290,907		
	大学卒	347	33.9	344,756	60,970		283,786
	短大卒	161	33.4	384,899	82,328		302,571
	高校卒	364	33.9	350,503	60,897		289,606
	中学卒	2	44.1	336,254	33,745		302,509

(注) 1 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。

2 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日の 要求件数 (事案件数) B	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		令和4年3月31日 現在未処理件数 (事案件数) F (A+B)-C
				令和2年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	令和3年度新規 要求件数のうち 処理件数 E	
措置要求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)

4 不利益処分に関する審査請求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日の 請求件数 (事案件数) B	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		令和4年3月31日 現在未処理件数 (事案件数) F (A+B)-C
				令和2年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	令和3年度新規 請求件数のうち 処理件数 E	
分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
懲戒処分	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0	0	2 (2)
免職	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0	0	1 (1)
停職	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0	0	1 (1)
減給	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
戒告	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)